

2016年1月15日

自然エネルギー財団は、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書(案)に対して、下記のとおりパブリックコメントを提出しました。

## 1. 入札制度の導入に関しては十分な検討が必要

入札制度についての既知の課題に関して委員会ではほとんど検討されないまま、導入決定がなされた感がある。したがって、今回入札制度を導入することに関して反対である。

海外諸国の実績からは、入札制度の実効性について懸念がある。比較的長い制度運用経験があるフランスの事例では小規模太陽光に対する FIT (固定価格買取制度) の買取価格よりも、入札価格の方が高くなっている[1]。また、ブラジルの事例では、当初は価格が下がったものの、近年は競争が低下し落札価格が上昇している[2]。さらに、7割の落札事業の運転開始が1年以上遅れており、再エネ普及に関しても十分な成果が上がっていない。イギリスや中国でも入札制度が運用されていたが、入札者の実現不可能な低価格入札を招き、運転開始しない事業が多発した。これら他国の事例について、委員会の中で詳細な検討がなされていないのではないか。

## 2. 入札制度の対象は大規模太陽光発電設備に限定すべき

小規模な事業者は、以下の理由により入札制度にはなじまないと考えられ、入札制度の導入に関しては、委員会で出た意見を反映して、大規模な太陽光発電設備に限定すべきであり、その旨を法律に明記すべきである。

入札制度においては、参加における複雑な手続きや保証金の拠出などの追加的な取引費用の発生がある上に、事業開発した案件が落札されず事業化されないリスクもある。これらは追加的コストとして中長期に発生してくる。こうした過程において、中小規模の事業者の撤退が進み大規模事業者しか残らず、長期的には市場の寡占化につながる懸念がある。実際、南アフリカの事例では入札を行うごとに市場の寡占化が進んでいる可能性が示されている[4]。欧州委員会でも、原則として入札制度を導入することとしながら、「入札が適当でないと考えられる規模」があるとして、1MW(風力は6MW)未満の設備については、競争入札に寄らなくても良い、としている[3]。

### 3. FITの負担だけでなく、効果も見えるしくみづくりを

賦課金による負担のみならず、そのため、小売事業者の電源表示のあり方に関するガイドライン等を通じて、FIT制度に関する理解を得られるよう、FIT制度による再エネの増加量等を示すしくみづくりを行うべきである。

現在、賦課金を支払っている消費者は、毎月賦課金の量を明細等で把握可能であるが、それによって増えている再エネについての情報は把握しにくい状況にある。その結果、コスト負担感のみが増大する懸念があり、消費者のFIT制度に対する公正な理解に繋がらない。

### 4. 賦課金の減免制度の原資を安易に他の消費者に頼るべきではない

賦課金減免の原資の確保について、安易に賦課金に頼るべきではない。

賦課金減免の原資については、税金を基礎として、当該負担分が一定額以上になった場合に、それを超える額について賦課金を原資とするよう、賦課金負担の不平等感を緩和すべきである。

賦課金減免の原資を他の消費者の賦課金負担によってまかなうことは、減免対象者と非対象者の賦課金負担の格差を今よりも大きくすることにつながるため。

### 5. より長期の、より大幅な再生可能エネルギーの普及を見通した広域系統整備計画を検討すべき

電力広域的運営推進機関による「広域系統長期方針」の策定においては、エネルギーミックスに基づいたシミュレーション実施のみならず、今後のエネルギーミックス改定に向けた素材提供の意味でも、より長期及びさらなる再エネの普及可能性に関するシナリオも別途検討するよう、記述すべきである。

エネルギーミックスは、本来再エネ導入の上限を決める固定的なものであるべきではない。政府の2030年度までの温室効果ガス削減目標は、原子力と自然エネルギーを合わせた「非化石電源」を44%とすることを前提にしているが、エネルギーミックスでの原子力発電の供給見込みは過大であり、政府の温室効果ガス削減目標の達成のためにも、再エネの役割の拡大が必要になる。今後の改定では、こうした状況の反映がなされることがありうる。また、再エネ普及は2030年でとどまるものではなく、「パリ協定」

が定めた今世紀後半の「脱化石燃料」の実現に向け、さらなる拡大を継続していかなければならない。

こうした状況変化の可能性も踏まえれば、電力広域的運営推進機関による「広域系統長期方針」策定においても、昨年策定されたエネルギーミックスの数字「のみ」に基づいて、系統整備及び更新に関する方向性を整理するのではなく、長期にわたって再エネのコスト効率的な普及を図っていく、という「社会的要請」及び再エネ導入量が大きく拡大する可能性も踏まえつつ、系統整備の幅広いオプションを検討することが重要である。

以上

<参考文献>

- [1] 自然エネルギー財団 (2015) 『固定価格買取制度の改正議論に関する見解』
- [2] Azuela, G. L., Barroso, L., Khanna, A., Wang, X., Wu, Y., Cunha, G. (2014) Performance of Renewable Energy Auctions, Experience in Brazil, China and India, World Bank Group.
- [3] EU Commission (2014) Guidelines on State aid for environmental protection and energy 2014-2020.
- [4] Houser, E. (2014) “Introducing competitive bidding processes for renewable energy plants: will it be worth it?” WWEA Quarterly Bulletin, No.3, pp.8-13.